

# 【借地権の専門家が解説】借地人様向け「借地権トラブル/売却 解決完全マニュアル」 eBookを無料公開



相続不動産の売買仲介を行うCENTURY21 中央プロパティ（代表：松原昌洙、本社：東京都千代田区丸の内1丁目6番5号）は、[2024年2月20日](#)より「借地権トラブル解決完全マニュアル」「借地権売却完全マニュアル」の2種類のeBookを無料公開いたしました。

## ■「借地権トラブル解決完全マニュアル」「借地権売却完全マニュアル」公開の背景

故人の遺産として、不動産を相続するケースは約40%とされています。そのうち50%の人が不動産相続をきっかけに相続人同士のトラブルが発生しています。（国税庁調査）

当社は、相続不動産専門の売買仲介会社として、相続した空き家や共有持分、借地権、底地、未登記建物などの売却がしづらい不動産の売買仲介を行ってきました。その中でも借地権は、“借地権”と“底地権”が互いに混在する複雑な権利状態であるため、相続時にトラブルが発生しやすく、当社にも毎日多くのご相談が寄せられています。

また、借地権を相続された方からのお問い合わせが多く、トラブルを抱える相続人のお客様から「借地権について詳しく知りたいが相談できる人がいない」「トラブルを解決する方法についてわかりやすい手引きはないのか」「借地権をどの業者に売却したら良いか分からず放置している」等の相談・ご要望を多数頂いております。

そんなお客様からの要望にお応えしたいという考えから、“借地権のトラブル解決完全マニュアル”と“借地権の売却完全マニュアル”を公開する運びとなりました。

今回無料公開したマニュアルをご覧いただき、借地権を相続された方が借地権の基礎知識や、よくあるトラブルの解決方法などがわかり、借地権トラブル解決・借地権売却について深く知る機会になればと考えております。

## ■「借地権トラブル解決完全マニュアル」「借地権売却完全マニュアル」eBook

一当社代表・社内弁護士監修のもと「借地権初心者でも1番わかりやすい」をコンセプトに借地権という複雑な権利状態を、底地・地主との関係も交えながら簡単に解説。eBookの構成は

シンプルながら要点を的確に抑えた内容に仕上げました。

【借地権トラブル解決完全マニュアル】

借地権でよくあるトラブル・トラブルの解決方法について、借地権の専門家の視点から解説。

【借地権売却完全マニュアル】

借地権の売却先や売却価格相場の算出方法、借地権を高く売るポイントについて、借地権の専門家の視点から解説。

<ebookダウンロード>

借地権売却解決完全マニュアルは、以下のサイトよりダウンロードできます。

<https://www.century21-sell.jp/ebook/>

<サービス概要>

当社CENTURY21 中央プロパティは相続不動産の売買を取り扱う専門企業です。

不動産の相続時、しばしばトラブルとなる共有持分、借地権、底地の課題解決と売買を専門に取り扱っております。

時代とともに多様化するライフスタイルに合わせて、私たちはお客様の声を事業の芯に置き、変化し続けるニーズにお応えすべく多彩な取り組みを積極的に進めて参ります。

相続不動産専門メディア やさしい共有持分

<https://www.c21-motibun.jp/>

相続不動産専門メディア やさしい借地権

<https://www.century21-sell.jp/>

■問い合わせ先

会社名：株式会社中央プロパティ（英語名：Chuo Property Co.,Ltd)

代表取締役：松原昌洙

所在地：[東京都千代田区丸の内1丁目6番5号](#)

丸の内北口ビルディング23F

事業内容：不動産エージェント事業

不動産ソリューション事業

不動産流動化事業

ファシリティマネジメント事業

建築企画・設計・監理事業

資本金：8,000万円

公式サイト：<https://www.chuou-p.co.jp/>

---

Generated by ぷれりりプレスリリース

<https://www.prerele.com>